

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第1区分

【発行日】平成21年12月24日(2009.12.24)

【公開番号】特開2008-106745(P2008-106745A)

【公開日】平成20年5月8日(2008.5.8)

【年通号数】公開・登録公報2008-018

【出願番号】特願2007-269781(P2007-269781)

【国際特許分類】

F 0 2 C	9/46	(2006.01)
F 0 2 C	7/00	(2006.01)
F 0 2 C	9/28	(2006.01)
F 0 1 D	21/14	(2006.01)
F 0 1 D	21/16	(2006.01)
F 0 1 D	21/12	(2006.01)

【F I】

F 0 2 C	9/46	
F 0 2 C	7/00	A
F 0 2 C	9/28	A
F 0 1 D	21/14	C
F 0 1 D	21/16	A
F 0 1 D	21/12	

【手続補正書】

【提出日】平成21年11月11日(2009.11.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

シャフトを駆動し、ステータ内で回転可能であるロータを備えるタービンの回転速度を、前記シャフトが破損した場合に低下させるための、ガスタービンエンジンにおける方法であって、ロータの下流にあるステータの面上の点で温度を測定し、測定信号をロータの減速を制御する制御手段に伝達することからなり、温度が閾値に達すると前記制御手段がロータの減速を制御するよう設計されている、方法。

【請求項2】

制御手段が、エンジン燃焼室への燃料供給のための制御装置である、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

少なくとも1つの熱電対センサを用いて温度が測定される、請求項1または2に記載の方法。

【請求項4】

複数の熱電対センサを用いて、タービンの軸の周囲に分散する複数の点で温度が測定される、請求項3に記載の方法。

【請求項5】

温度閾値は、エンジンの作動時に達することが可能である最高温度を超えており、請求項1から4のいずれか一項に記載の方法。

【請求項6】

ガスタービンエンジンにおける、シャフトを駆動しステータに対して回転可能であり、リムが備えられるタービンディスクを有するロータを備えるタービンの回転速度を、前記タービンシャフトが破損した場合に低減させるための装置であって、ロータの近くに配置されるとともにエンジン燃料制御部材に接続されてステータの温度を検知する温度センサを備え、前記部材は、センサにより出された信号が規定の閾値を超えている場合に燃料の供給を停止するよう設計されており、熱電対プローブはステータにてリムのすぐ下流に配置されている、装置。

【請求項 7】

センサが熱電対式である、請求項6に記載の装置。

【請求項 8】

複数の熱電対プローブを備える、請求項 7 に記載の装置。

【請求項 9】

熱電対プローブが、セラミックコーティングによりステータに固定される、請求項 6 に記載の装置。